

○藤沢市都市計画提案評価検討会議設置要綱

平成16年5月1日

制定

改正 平成30年10月1日

(目的及び設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の3及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第38条の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る市の判断にあたり必要な評価を行うため、藤沢市都市計画提案評価検討会議（以下「評価検討会議」という。）を設置する。

(平成30年・一部改正)

(組織)

第2条 評価検討会議は、議長及び委員をもって組織する。

(平成30年・旧3条繰上・一部改正)

(議長)

第3条 議長は、計画建築部を担当する副市長をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平成30年・旧4条繰上・一部改正)

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、議長は、必要に応じてその都度これら以外の者を委員として評価検討会議に参加させることができる。

(1) 企画政策部長

(2) 計画建築部長

(3) 都市整備部長

(4) 道路河川部長

(5) 下水道部長

(平成30年・旧5条繰上・一部改正)

(評価検討会議)

第5条 評価検討会議は、議長が招集する。

2 評価検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 評価検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成30年・旧6条繰上・一部改正)

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要に応じ、審議事項に係る課等の長の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平成30年・旧7条繰上)

(庶務)

第7条 評価検討会議の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。

(平成30年・旧8条繰上・一部改正)

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が評価検討会議に諮って定める。

(平成30年・旧9条繰上・一部改正)

附 則

この要綱は、藤沢市都市計画の提案に関する規則（平成16年藤沢市規則第2号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年10月1日）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。